

令和5年度版

# 庄内町高齢者福祉サービス

介護予防事業・介護保険サービス



庄内町

# 目 次

介護保険制度の目的と第8期庄内町介護保険事業計画の体系図	1
在宅医療・介護連携情報 町内の医療関係機関一覧	3
<b>【一般介護予防事業・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】</b>	
住民主体の通いの場 立ち上げ支援・継続支援	4
いきいき健康セミナー	4
介護予防教室	4
通所型介護予防事業（元気アップ教室）	5
地域リハビリテーション活動支援事業	5
健康しょうないマイレージ事業	5
高齢者訪問事業	5
<b>【認知症関係事業】</b>	
ほっとひと息カフェ（認知症カフェ）	6
もの忘れ相談	6
認知症サポーター養成講座	6
徘徊高齢者事前登録事業	7
<b>【生活支援関係】</b>	
在宅高齢者軽度生活援助事業	8
訪問理美容サービス事業	8
高齢者等安心通報事業	8
自立支援短期入所事業	9
救急医療情報キット配付事業	9
高齢者世帯等雪下ろし支援事業	9
高齢者世帯等除雪支援事業	9
電動三輪車等購入費補助事業	10
電動ハイブリット自転車購入費補助事業	10
高齢者補聴器購入費補助事業	10
健康ライフ応援事業	10
<b>【措置事業】</b>	
養護老人ホーム入所措置事業	11
<b>【家族介護支援事業】</b>	
家族介護慰労金支給事業	11
家族介護者交流会事業	11
<b>【その他のサービス】</b>	
安心・安全に関すること	12
外出に関すること	14
交流・生きがいに関すること	15
日常生活に関すること	16
介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスを利用するには	20
介護保険証と負担割合証を確認しましょう	21
<b>【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】</b>	22
訪問型サービスB 「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！	25
通所型サービスB 広域的な「通いの場」を紹介！	26
<b>【介護サービス】</b>	
在宅サービス	27
介護保険市町村特別給付事業	32
施設入所サービス	33
地域密着型サービス	34
その他の施設	35
高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算療養費制度	36
所得の少ない方の負担を軽減する制度	38
あなたの介護保険料は？	41
介護保険料を滞納すると	42
みんなで防ごう 高齢者虐待	43
成年後見制度の活用を検討してみませんか？	44
庄内町地域包括支援センター	45

介護保険制度の目的は、介護保険法で「高齢者が、自ら要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を目指して各種サービスを利用すること」と、定められています。 ☆下記参照

庄内町では、庄内町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定し、介護保険法の理念に基づいて事業を展開します。 ☆計画の体系図は次頁参照



## 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**ため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

- 第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の**保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われる**とともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
  - 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
  - 4 第1項の**保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。**

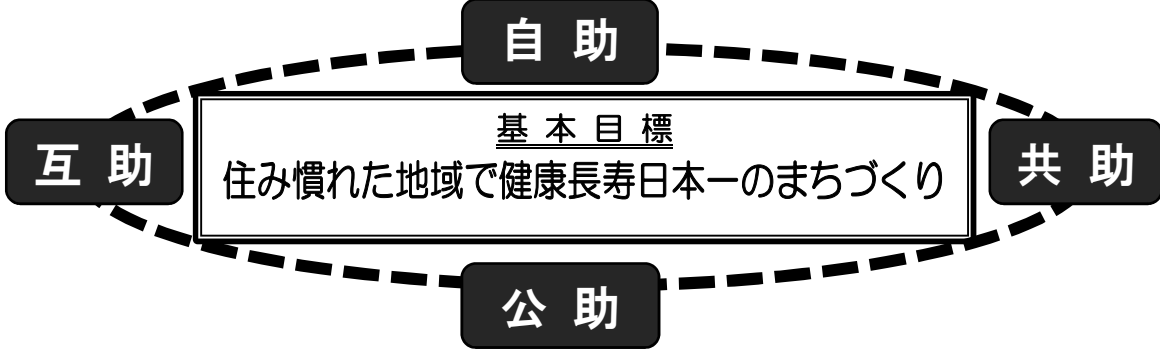
（保険者）

- 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
- 2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（国民の努力及び義務）

- 第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。
- 2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。 —以下省略—

# 第8期庄内町介護保険事業計画の体系図



基本方針	元気なときから誰もが生きがいをもって活躍できる地域をつくろう
	健康づくり・介護予防に自ら取り組み、自分らしい生活の維持・向上に努めよう
	適切なサービス利用により、自立支援・重度化防止に努めよう
	みんなが安心して暮らせる地域をつくろう

具体的な取り組み	1 高齢者支援推進体制の充実
	2 生きがい施策の推進
	3 一般介護予防施策の推進
	4 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止
	5 認知症総合支援施策の推進
	6 高齢者の安全安心な暮らしの支援



↑ 役割を理解し、共に取り組みましょう ↑

### 町民・地域

- ・高齢者のライフスタイルやニーズに応じ豊かな経験と知識・技能を活かし、ボランティアなど地域の担い手として活躍しましょう。
- ・自助互助を基本とし、各種福祉サービスを効果的に利用し、在宅生活の充実に努めましょう。
- ・健康づくり・介護予防事業を積極的に活用し、地域の交流の場に参加しましょう。
- ・介護保険サービスは適正に利用し、改善と重度化防止に努めましょう。
- ・認知症を理解し、共に認知症の人を支え合う地域を目指しましょう。
- ・介護保険料は忘れずに納めましょう。



### 関係機関・関係職種

- ・介護保険法の理念に基づき、適切なサービス提供による自立支援・重度化防止に努めましょう。
- ・介護保険、公的サービス以外の生活支援資源を把握し、適切に紹介しましょう。
- ・専門職は専門的技術、知識を活かし適正な医療、介護等を提供しましょう。
- ・誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護の連携による支援を図りましょう。

### 町（行政）

- ・介護保険法の理念の普及・啓発により規範的統合を図り、適切なサービス利用による自立支援・重度化防止支援に努めます。
- ・介護予防、認知症予防、在宅介護者支援等の情報と支援の場を提供します。
- ・医療・介護等の関係機関・関係職種の連携支援を図ります。
- ・地域に必要な支援体制の構築や、高齢者を支える地域・医療・介護等のネットワーク構築を図ります。

## 在宅医療・介護連携情報

庄内町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、在宅医療と介護の連携を推進していきます。

### 【町内の医療関係機関一覧】

	医療機関・薬局名	電話番号	休診日	営業（診療）時間	訪問
1	阿部内科胃腸科医院	44-2121	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8:30～12:30、午後3:00～5:30	○
2	医療法人 奥山医院 ※	56-2013	日曜、祝日	午前8:30～11:30	○
3	かとう医院	43-3032	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8:30～12:30、午後3:00～6:00 (受付は診察終了の30分前まで)	○
4	菅原医院	43-3010	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9:00～12:30、午後2:30～6:00	×
5	成澤医院	57-2030	土曜午後、日曜、祝日（医師在宅であれば午前中対応します）	午前9:00～12:30、午後3:30～6:00	○
6	森田内科クリニック	43-8701	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前8:30～12:30（受付12:00まで） 午後3:00～6:00（受付5:30まで）	×
7	医療法人徳洲会 庄内余目病院	43-3434	なし (診療科により休診の場合あり)	月曜～土曜 午前診（午前9:00～12:00）、午後診（午後2:00～5:00）、夕診（午後5:00～7:00）※診療科により診療日、時間が異なる	○
8	太田デンタルクリニック	43-3344	木曜、土曜午後、日曜、祝日	午前9:00～12:30、午後2:00～6:00	○（義歯）
9	局山堂山蔦歯科医院	43-2107	水曜午後、日曜、祝日	午前9:00～12:00、午後2:00～6:00	○
10	斉藤歯科医院	43-3330	日曜、祭日、ただし不定休あり	午前9:00～12:00、午後1:30～5:00	○
11	医療法人 原田歯科	42-2255	土曜午後、日曜、祝祭日、臨時休診あり	午前9:00～12:30、午後2:30～6:00	○
12	南野歯科医院	44-2118	木曜午後、日曜、祝祭日	午前9:30～12:00、午後2:30～5:00	
13	奥山歯科診療所	56-2336	水曜午後、土曜午後、日曜、祝日	午前9:00～12:30、午後2:00～6:00	○
14	古谷眼科クリニック	42-2611	木曜午後、土曜午後、日曜、祝日 (都合により休診・時間変更あり)	午前8:30～13:00、午後3:00～6:00 (午前受付は12:00まで)	
15	訪問看護ステーションひまわり	43-2964	土曜午後、日曜、祝日	午前8:30～午後5:00 (土曜は12:30まで)	○
16	庄内すこやか薬局	45-1311	日曜、祝日	午前8:30～午後7:00 (木曜は午後4:30まで、土曜は午後1:00まで)	○（薬剤配達も可能）
17	(有)まつや薬局	42-2311	日曜、祝日	午前9:00～午後5:30 (土曜は12:00まで)	
18	みしまや薬局	57-2009	第三日曜	処方箋受付：午前9:00～午後6:00 (土曜は午後1:00まで) 薬剤受取可能時間：午前7:30～午後8:00まで	○（薬剤配達も可能）

※ 医療法人奥山医院は令和5年9月末で閉院となります。

### 【在宅医療・介護連携に関する相談窓口】

庄内町では主に地域包括支援センターが相談窓口となり、医療・介護関係者からの相談や高齢者に対する医療機関や介護サービスの紹介など連携を図っています。

地域包括支援センター 余目 TEL: 45-1030 / 立川 TEL: 51-2505

# 【一般介護予防事業・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】

## 住民主体の通いの場 立ち上げ支援・継続支援

いきいき百歳体操（介護予防の運動）を中心として、運動による健康づくりを目的に、集落の公民館等に週1回、3人以上集まる住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。2年目以降も継続的な支援を行います。

### 【立ち上げから1年目まで】

- ① 介護予防の普及啓発と「いきいき百歳体操」の紹介・説明
- ② 技術支援、栄養講座1回
- ③ 体力測定の実施（初回と実施から3か月後）
- ④ 体操のDVDの無料貸出

### 【2年目以降】

希望グループに体力測定1回、口腔講座、リハビリ専門職の派遣等

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

## いきいき健康セミナー

75歳を機に健康寿命を意識していただくため、後期高齢者医療被保険者証をお渡しする際に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康寿命と介護予防の講話やお家で簡単にできる体操を紹介するセミナーを開催しています。

対象者：75歳に到達する方

場所：庄内町役場B棟

時間：午後2時～3時

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係、税務町民課国保係

## 介護予防教室

健康寿命の延伸・介護予防のため、栄養士、歯科医師、歯科衛生士等による講話や体操などを指導する教室を開催します。

対象者：介護予防に関心のある方

場所：各まちづくりセンター等

日程：年間を通じて開催

利用料金：無料

} 随時広報等で周知します。

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係



## 通所型介護予防事業（元気アップ教室）

65歳以上で健康づくりに興味のある元気な方、足腰が弱くなった方、閉じこもり予防のために交流したい方など、参加者が一緒に楽しく健康体操やレクリエーション等の活動を通し、心と身体のリフレッシュと健康寿命の延伸を図ることを目的にした事業です。

**利用料金**：茶菓代など一部自己負担あり

**利用方法**：実施事業所または地域包括支援センター、担当にお問合せください。

実施事業所（名称）	電話番号	住 所
J Aあまるめ（抛り所しゃんしゃん）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172
ソ ラ ー ナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2

**担当**：保健福祉課高齢者支援係

## 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が高齢者の自宅や通いの場等を訪問し、身体機能向上のための運動指導や生活機能向上のための助言や、住宅環境、生活領域等の評価を行います。

**対象者**：65歳以上の方

**派遣職種**：理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士等

**利用料金**：無料

**担当**：保健福祉課高齢者支援係

## 健康しょうないマイレージ事業

住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操など）を実施する団体への支援で、団体に参加する方お一人につき、20回参加ごとにゆりカード1枚と交換できます。

**対 象**：以下をすべて満たす団体

- ① 住民主体の介護予防活動を行う団体
- ② 町から補助金等を受けていない団体
- ③ 3名以上で、月3回以上、おおむね2時間程度、おおむね通年で活動する団体

**担当**：保健福祉課高齢者支援係

## 高齢者訪問事業

生活習慣病重症化予防、閉じこもり予防、低栄養予防等のために保健師、栄養士が自宅に訪問します。

**利用料金**：無料

**担当**：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

# 【認知症関係事業】

## ほっとひと息カフェ（認知症カフェ）

物忘れが気になる・心配という方やその家族、ちょっと誰かと話をしたいなど、お茶を飲みながら安心して話せる場です。

**日 程：**毎月第一月曜日午前10時～11時30分（出入り自由）  
**場 所：**保健センター  
**料 金：**無料

**担当：**地域包括支援センター

## もの忘れ相談

物忘れが気になる・心配という方やその家族、近隣で心配な人がいる等、もの忘れについての相談をお受けします。地域包括支援センター職員が自宅へ出向くこともできます。また、地域の集会などにかがいで、認知症のお話をします。

**日 程：**毎月第三金曜日午前10時～12時（出入り自由）  
**場 所：**狩川まちづくりセンター（旧立川総合支所）2階  
※ 令和5年7月17日までは、立川老人福祉センター  
**料 金：**無料

**担当：**地域包括支援センター

## 認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる町をめざし、認知症サポーター（認知症の方や家族の応援者）を養成するため、「認知症を理解する」講義とDVD上映、寸劇等を行います。

**講 師：**認知症キャラバン・メイト  
**対 象：**小・中学校、企業・団体  
**料 金：**無料  
**日 程：**相談に応じ随時開催

**担当：**保健福祉課高齢者支援係



## 徘徊高齢者事前登録事業

### 高齢者安心おかえり登録事業

高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見し、保護するため、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等を事前登録する事業です。

**対象者**：町内に住所を有し在宅で生活する 65 歳以上の認知症等により徘徊のおそれのある方

**登録方法**：登録を希望される方は、担当まで連絡ください。地域包括支援センター職員が自宅に伺い、手続きについて案内いたします。

**担当**：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

### どこシル伝言板

高齢者安心おかえり登録事業に登録した高齢者等の早期発見につなげるシステムです。



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

■利用料金は無料です。

■利用を希望の方は担当まで相談ください。

**担当**：保健福祉課高齢者支援係

### 徘徊声かけ訓練

認知症の方を実際に見かけたときに戸惑ってしまわないよう、実際に徘徊していることを想定し徘徊者役に声をかける疑似体験や見守りの方法と検索方法を学んでもらいます。

**講師**：認知症地域推進員、庄内警察署職員、認知症キャラバン・メイト

**対象**：全町民

**料金**：無料

**日程**：会場となる学区地区の住民の方と調整します

**担当**：保健福祉課高齢者支援係

# 【生活支援関係】

## 在宅高齢者軽度生活援助事業

おおむね 65 歳以上の 1 人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する必要がある場合に必要最低限の範囲で支援します。介護サービス等が利用できる場合は、そちらが優先されます。

支援内容	利用者負担	町負担	備考
布団干し	1 回	87 円	週 3 回まで (1 回：1 時間以内)
食材等の買い出し		87 円	
食材の調理		87 円	
ゴミ出し		22 円	
暖房機の給油		22 円	
清掃（玄関、居間、寝室、台所、便所、浴室）	1 時間	87 円	
住宅の雪囲いの設置及び撤去		110 円	

利用できる事業所	電話番号	所在地
庄内町シルバー人材センター	42-3122	庄内町余目字大塚 1-2
J A あまらめ（抛り所しゃんしゃん）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172

担当：保健福祉課高齢者支援係

## 訪問理美容サービス事業

理髪店及び美容院に出向くことが困難である在宅のおおむね 65 歳以上の方が、居宅で理美容サービスを受けるときの理美容店の出張旅費を町が負担します。

**出張旅費**：1 回につき 1,000 円の助成

**利用回数**：年 6 回（2 か月に 1 回）

担当：保健福祉課高齢者支援係

## 高齢者等安心通報事業

65 歳以上の方のみの世帯等で、慢性的な疾患を有する方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方に対し、ペンダント型無線通報装置、緊急通報用電話機等を貸与し、緊急時に対応できる体制をとります。

利用者負担	設置費用	■町民税課税世帯：全額      ■町民税非課税世帯：半額 ■生活保護受給世帯：無料（※設置費用は約 15,000 円程度）
	保守費用（月額）	■町民税課税世帯：300 円 ■町民税非課税世帯及び生活保護受給世帯：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係

## 自立支援短期入所事業

要介護認定を受けていない 65 歳以上の方で、一時的に保護が必要な方を特別養護老人ホームに短期入所させ、日常生活の支援及び指導を行います。

**内 容**：特別養護老人ホームへの短期間の入所

**利用日数**：年間 7 日以内

利用できる事業所	電話番号	所在地	1 日の利用料金
山 水 園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	2, 3 0 0 円
ソ ラ ー ナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	2, 4 5 5 円

※送迎を希望する場合は、別途利用料金が発生します。

**担当**：保健福祉課高齢者支援係

## 救急医療情報キット配付事業

65 歳以上の方のみの世帯、心身に重度の障がいがある方の方のみの世帯に対し、「かかりつけ医療機関、持病の内容、緊急連絡先を記入した紙」や「診察券、くすり手帳、健康保険証のコピー」を入れて保管しておくボトル状のキットを配布します。また、キットの配布を受けた方の住所等の情報を酒田地区消防本部に提供し、救急時に活用します。

**利用料金**：無料

**担当**：保健福祉課福祉係

## 高齢者世帯等雪下ろし支援事業

虚弱または障がいのある 65 歳以上の方のみの世帯、障がいのある方のみで生活する世帯、または上記の高齢者及び障がいのある方のみで生活する世帯に対し、雪下ろしとその除排雪を支援します。対象となる世帯と利用者負担は、下記のとおりとなります。

◆町民税非課税世帯で、近隣に雪下ろし支援者がいない場合

**対象回数**：立谷沢地区 3 回、清川地区 2 回、その他 1 回

**利用者負担**：1 回 4, 0 0 0 円

**担当**：保健福祉課福祉係

## 高齢者世帯等除雪支援事業

自力による玄関先通路等の除雪が困難な高齢者または障がい者の世帯に対し、除雪作業を支援します。

**利用者負担**：3 0 分当たり 1 0 0 円

**担当**：保健福祉課福祉係

## 電動三輪車等購入費補助事業

運転免許証の交付を受けていない方で、70歳以上の方または下肢障がいのある身体障害者手帳を所持している方が、町内業者から電動三輪車等を購入した場合に購入費を補助します。

**補助額**：購入費の1/2以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は11万円を限度とし、課税されている場合は5万5千円を限度とする。

**担当**：保健福祉課福祉係

## 電動ハイブリッド自転車購入費補助事業

70歳以上の方または身体障害者手帳を所持している方が町内業者から電動ハイブリッド自転車を購入した場合に購入費を補助します。

**補助額**：購入費の1/4以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は2万円を限度とし、課税されている場合は1万円を限度とする。

**担当**：保健福祉課福祉係

## 高齢者補聴器購入費補助事業

65歳以上であり、障害者総合支援法に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられず、かつ補助対象者及び補助対象者を扶養する親族等に町民税所得割が課されていない方を対象とし、補助対象者が補聴器を購入した場合に購入費を補助します。

**補助額**：購入費の1/2以内

ただし、2万円を限度とする。

**担当**：保健福祉課福祉係

## 健康ライフ応援事業

健康寿命の延伸を目的として、4月1日現在において65歳以上の方に「健康ライフ応援スタンプ帳」を配布します。

**スタンプを貯める方法**：町湯、北月山荘、町内理美容店（一部店舗を除く）の利用。

総合体育館トレーニングルームの会費の納付。

コメっちわくわくクラブへの入会金の納付。

**スタンプを貯めたときの特典**：(1)、(2)のどちらかを選択

(1) スタンプ帳に綴られているスタンプ券を無料券又は割引券として使用する。

(2) 無料券及び割引券を1枚も使用せずにスタンプを20個貯めて、3千円相当の褒賞品を受け取る。

**担当**：保健福祉課福祉係

## 【措置事業】

### 養護老人ホーム入所措置事業

65歳以上の方で、居宅において適切な養護を受けることが困難な方が利用できる事業です。収入に応じ利用者負担があります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体	定員
思 恩 園	0235-26-7610	鶴岡市馬町字枇杷川原 23	(福) 思恩会	30
と も え	0235-35-0900	鶴岡市北茅原町 17 番 1 号	(福) 恵泉会	70
かたばみの家	35-1471	酒田市北千日堂前字松境 16	(福)かたばみ会	50

担当：保健福祉課高齢者支援係

## 【家族介護支援関係事業】

### 家族介護慰労金支給事業

要介護者を在宅で介護している家族の、介護負担の軽減と、要介護者の在宅生活を支援するため、家族介護慰労金を支給します。

	要 件
支給対象者	対象となる要介護者と同一世帯に属し、現に在宅で介護している介護者
対象になる要介護者	■要介護3以上の要介護者、若しくは要介護2の要介護者で認定調査時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のもの（「要介護2等」という。）、又はこれに相当すると町長が認める者 ■在宅で介護された期間が1年以上で（医療機関に入院した期間が90日以上ある場合はその期間を除く）、次のいずれかに該当する要介護者 (1) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用していること (2) 介護保険サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）の利用日数の合計が1年の間10日以内であること ■町内に住所がある方で、介護保険料を滞納していない世帯
支給金額	【要介護4、要介護5】 年額24万円 【要介護2等、要介護3】 年額10万円

担当：保健福祉課高齢者支援係

### 家族介護者交流会事業

介護をしている家族等の介護負担の軽減を図るため、リフレッシュする場の提供と介護者相互の情報交換等の交流会の実施にあわせ、介護するうえで必要な知識を習得する講話等を開催します。また、「要介護2以上」または「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上」の方の介護者がこの事業に参加するために利用する介護保険サービスの利用者負担金等に助成をします。

担当：保健福祉課高齢者支援係

# 【その他のサービス】

## < 注意 >

- ・民間事業者のサービスについては、町内において利用実績があるサービス等を中心に掲載しておりますので、全ての事業者のサービスを網羅するものではありません。
- ・民間事業者・関係団体のサービスについては各ホームページ、パンフレット、聞き取り等により得られた情報をもとに掲載しています。料金など掲載の内容は予定なく変更される場合がありますので御了承ください。

## 安心・安全に関すること

### (1) 見守り

サービス名	事業内容	問合せ先	電話番号
やましん地域安全ネットワーク みまわりさん	県警、県、市町村と連携し、配達業務や集金業務等を通して地域の安全を見守り、高齢者や障がい者の生活の異変に気付いた際、担当部署へ連絡します。	山形新聞 ①余目専売所 第1～第3学区 ②狩川専売所 第4学区、立川地域	①42-3079 ②56-2594
象印マホービン みまもりほっと ライン	通信機能をもった「電気ポット」の使用により、離れて暮らす家族の生活を見守ることができる、民間業者による有料の安否確認サービスです。 <料金>(ポット1台についての費用) 初期費用：5,500円(税込) 利用料：3,300円(税込)／月	象印マホービン株式会社 ※申込みはオンラインストアからとなります。	0120-950-555
HOME ALSOK みまもりサポート	24時間対応の相談や、もしものときに緊急ボタンを押すとアルソックのガードマンが駆けつけます。 ※料金は利用する機器等により異なります。		
まもるっく	GPSを搭載した端末を携帯することにより、位置情報検索、高齢者のライフリズム異常の感知、通話機能など、家族の見守りをすることができます。 <料金>(レンタル3年契約) 初期登録費用6,600円(税込) 月額1,870円(税込)	ALSOK 山形株式会社 酒田支社	0234-23-5551

セコム・ホームセキュリティ 親の見守りプラン	①緊急通報、②安否みまもり、③押し売り対策、④火災発生通知、⑤空き巣対策の5つの見守りを提供します。 <料金> レンタル：月額 4,840 円(税込) 買い取り：月額 3,300 円(税込) ※別途初期費用等かかります。設置数・建物構造・設置状況によって料金は異なります。	セコム・ホームセキュリティ	0120-756-892
みまもりサービス	月 1 回郵便局員が利用者を直接訪問し、生活状況を確認し写真付きの報告書でご家族等に報告する有料サービスです。 <利用料>月額 2,500 円(税込)	郵便局	0120-23-28-86
みまもりでんわサービス	利用者へ毎日自動音声の電話にて体調確認を行う有料サービスです。 <料金> 固定電話：月額 1,070 円(税込) 携帯電話：月額 1,280 円(税込)	お客様サービス 相談センター	携帯電話から 0570-046-666
見守りサービス あんしんハローライトプラン	自宅内の電球をハローライト電球に交換し、前日朝 9:00～当日朝 8:59 の間に電球の ON/OFF が確認できない場合、異常として検知し、事前設定した通知先へメールでお知らせします。 <料金> 月額 1,078 円(税込)、設置費用は無料	ヤマト運輸 クロネコ見守り サービスお問い合わせ窓口	0120-86-2220

## (2) 相談

サービス名	事業内容	問合せ先	電話番号
消費者相談	消費生活相談を実施します。	①環境防災課 危機管理係 ②庄内消費生活センター	①43-0246 ②0235-66-5451
法律相談	日常生活の諸問題について、弁護士による適切な指導又は助言を受けられるように無料法律相談を実施します。	社会福祉協議会 総務福祉課 ①総務係 ②福祉係	老人福祉センター ①43-3066(余目) ②56-3373(立川)
ライフサポート 庄内	成年後見人等の受任及び人権、消費生活、社会福祉に関する相談と、研修会の開催、啓発を行います。 ※要相談	NPO 法人ライフサポート庄内	22-3256
生活困窮者等相談支援事業	仕事や生活など、様々な問題を抱えてお困りの方に対し、悩みに寄り添い、問題解決に向けて関係機関と連携して支援を実施します。	福祉総合相談センター (社会福祉協議会)	43-6236
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある当事者やその家族からの相談を月 2 回の相談会で受付けています。(予約制)	福祉総合相談センター (社会福祉協議会)	080-8208-2280



## 外出に関すること

サービス名	事業内容	問合せ先	電話番号
町営バス	<p>①幹線路線（立谷沢余目線） 北月山荘から役場間の往復便です。</p> <p>②循環路線 町内を4つのコースで運行する循環便です。 【月・水・金 運行】1コース（常万・大和方面）、2コース（八栄里・栄方面） 【火・木・土 運行】3コース（吉岡・十六合・狩川方面）、4コース（堀野・第三学区方面）</p> <p>③中心市街地循環線 余目地内の医療機関及び大型店舗を含む中心市街地を1日8回循環します。①の幹線路線及び②の循環路線と接続ができます。</p>	企画情報課 まちづくり係	42-0162
デマンドタクシー	<p>デマンドタクシーは、予め決まった路線と時間に運行する予約制の乗合タクシーです。利用するためには、事前の登録が必要です。 《運行区間》</p> <p>①三ヶ沢から狩川駅の区間 ②出川原から狩川駅の区間 ③余目駅から日本海総合病院の区間</p>	企画情報課 まちづくり係	42-0162
高齢者運転免許証自主返納支援事業	<p>庄内町に住んでいる方で、運転免許証を自主返納した高齢者に対し、新規申請は年間最大2万円、更新申請は年間最大1万円の「タクシー利用券」を交付します。余目タクシー、立川タクシー、ハーティータクシーで利用できます。毎年度申請手続きが必要です。更新申請は4年間（4回）できます。 ※タクシー券利用後は、高齢者外出支援事業（32ページ）への切替はできません。</p>	環境防災課 危機管理係	43-0246
コープくらしのたすけあいの会	<p>生活協同組合共立社が実施する高齢者（要介護・要支援・事業対象者）等への有償の送迎サービスです。※対応については要相談となります。</p> <p>&lt;料金&gt; 1時間 750円+ガソリン代(活動者宅から利用者宅まで)1km×30円</p>	要相談	<p>生協共同組合共立社 鶴岡地域 0235-25-9980</p> <p>酒田地域 33-0479</p>
便利屋わごう	<p>買い物や通院の付添いと送迎をセットで行います。対応について詳しくはお問い合わせください。 ※利用対象：余目第四学区お住まいの方のみ 送迎範囲：町内または、鶴岡市藤島地区</p>	余目第四学区	余目第四まちづくりセンター 44-2162

高齢者の外出付添いサービス	<p>高齢者の日常的な外出(通院、お買い物等)の付き添いを行います。</p> <p>&lt;料金&gt;(税込)</p> <p>60分以内 3,000円</p> <p>60分以降は 15分毎に 500円加算</p> <p>+出張料 500円</p>	庄内町全域	丸山 徹 070-9003-3213
---------------	--	-------	-----------------------

## 交流・生きがいに関すること

サービス名	事業内容	問合せ先	電話番号
集落いきいきサロン	住民主体で気軽に集える憩いの場所としてサロン活動を推進しています。サロン活動を年5回以上実施する集落には、助成等の支援を行っています。	社会福祉協議会 総務福祉課 福祉係	56-3373
コメっちわくわくクラブ	ストレッチ、筋力トレーニング、フレイル予防体操など、依頼・目的に合わせたプログラムを提供します。	庄内町総合型 スポーツクラブ コメっちわくわくクラブ	43-3347
庄内余目病院 疾病予防施設 健康推進センター	体力・筋力の増進のため、資格を持つスタッフが一緒にトレーニングやレクリエーションを行っています。また、病院送迎バス(健康友の会入会)が利用できます。利用方法については、お問い合わせください。	庄内余目病院 疾病予防施設 健康推進センター	43-3434

## 日常生活に関すること

### (1) 家事支援

サービス名	事業内容	問合せ先	電話番号
シルバー人材センター家事支援サービス	シルバー人材センター登録者が日常の家事支援を行います。	庄内町シルバー人材センター余日本所	42-3122
コープくらしのたすけあいの会	組合員同士により、高齢者等の家事援助や見守り支援を行います。 <利用料> 1時間 750円+ガソリン代(活動者宅から利用者宅まで)1km×30円	生協共同組合共立社 酒田地域	33-0479
ニチイライフシニアお手伝いサービス	民間業者による有料の家事代行サービスです。	ニチイ酒田支店	0120-212-295
ホームアルソック 家事代行サポート	民間業者による有料の家事代行サービスです。	HOME ALSOK ハウスサポートデスク	0120-24-3001

### (2) 買い物

サービス名	事業内容	実施地域	問合せ先及び電話番号
高齢者向け野菜集配事業	移動手段が乏しい高齢者に、道の駅しょうない風車市場で販売している商品(野菜・果物・菓子・生花等)を届け、見守りネットワーク機能を発揮します。また、野菜作りをしている高齢者宅へ野菜を集めにいき、道の駅しょうない風車市場で販売します。 <配達料金> 1回 200円 ※会員登録が必要になります。	立川地域 主に狩川地区 (立川地域全体対応可)	道の駅しょうない風車市場 56-3039
個人宅配・共同購入	希望の食品、日用品等を毎週1回、同じ曜日・時間帯に自宅の玄関まで宅配します。安否確認サービスや遠方に住む子ども等への配達完了メールの送信サービス(無料)もあります。 <配達料金> ・1人配達 220円(高齢者、介護優遇 156円) ・3人以上の配達 無料	庄内町全域	生活協同組合共立社 鶴岡酒田支部 0120-916-244

お買い物お届けサービス	<p>店内で買い物した商品を専用コンテナに入れ、有料で自宅に届けます。</p> <p>&lt;配達料金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用コンテナ 315 円</li> <li>・専用コンテナに入らない品物 315 円</li> </ul> <p>※鮮度劣化の激しい食品、冷凍食品は不可になります。</p>	<p>余目地域</p> <p>三人谷地、字町、上梵天塚、滑石、下梵天塚、沢田、大乗向、上朝丸、土提下、松陽</p>	<p>ヤマザワ余目店</p> <p>42-2211</p>
宅配サービス	<p>店内で買い物した商品を宅急便を使い、有料で当日宅配します。</p> <p>&lt;配達料金&gt;配達業者料金</p>	<p>庄内町全域</p>	
主婦の店狩川店	<p>買い物代行商品お届けサービスです。</p> <p>&lt;配達料金&gt;</p> <p>500～550 円</p> <p>※少量の買い物は対応していません。</p>	<p>余目地域</p> <p>第4学区の大真木、古関周辺のみ立川地域</p> <p>狩川地区、清川地区(成澤医院周辺まで)</p>	<p>主婦の店狩川店</p> <p>56-2014</p>
JA ふれあい食材	<p>週3回食材を配達します。</p> <p>(庄内町：火・木・土)</p> <p>&lt;料金&gt;(1か月税込)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週3回2人用(4つのコースから選択) 17,380～18,700 円</li> <li>・週3回1人用 11,550 円</li> <li>・週2回2人用 15,040 円</li> </ul> <p>※コース、人数で料金が異なります。</p>	<p>庄内町全域</p>	<p>A コープ東日本</p> <p>庄内食材センター</p> <p>0235-64-5834</p>
食材宅配サービス	<p>食材の宅配サービスです。手作り食材など、コースや人数により料金が異なります。詳しくはお問い合わせください。</p> <p>※1週間単位でのお届けになります。</p>	<p>立川地域</p> <p>三ヶ沢、添津</p>	<p>ヨシケイ山形</p> <p>鶴岡営業所</p> <p>0235-25-3161</p>
		<p>余目地域</p> <p>全域</p> <p>立川地域</p> <p>狩川地区、清川地区(駅周辺まで)</p>	<p>酒田営業所</p> <p>24-9546</p>
お買い物便とどけ～る	<p>店内で買い物した商品を専用コンテナに入れ、有料を自宅に届けるサービスです。</p> <p>&lt;配達料金&gt;</p> <p>専用コンテナ1つ(25kgまで) 550 円</p> <p>※シニア感謝デー(15～17日)は半額となります。</p>	<p>受付店舗から</p> <p>約2km圏内</p> <p>猿田、南口、松陽、茗荷瀬</p>	<p>ツルハドラッグ</p> <p>余目店</p> <p>45-0388</p>
大人用おむつケース販売	<p>店内で箱買いした大人用おむつ・パット(最大5箱)を無料で届けるサービスです。</p> <p>&lt;配達料金&gt;配達業者料金</p>	<p>全国どこでも可</p>	
イグゼ便利便	<p>なんでもバザールあつてばで2,500円以上のお買い物をした場合、対象地域内について無料で配達します。(当日昼12:00まで受付、配達14:00～16:00)</p> <p>&lt;配達料&gt;無料</p>	<p>店舗から片道3km以内</p>	<p>なんでもバザールあつてば</p> <p>42-1777</p>

町内各商店 (移動販売車 含む)	商店によって配達をしている場合もあります。また、店舗販売はなくても移動販売をしている商店もあります。詳しくは各商店にお問合せください。		各商店
------------------------	---	--	-----

### (3) 配食サービス

サービス名	事業内容	実施地域	問合せ先及び 電話番号
配食サービス 事業	65歳以上の方のみの世帯で、調理が困難な方に対して、安否確認を行いながら週2回昼食を業者が配達します。 (余目地域：水・金、立川地域：火・金) <料金> 1回300円	庄内町全域	社会福祉協議会 総務福祉課 福祉係 56-3373
夕食宅配	月～金曜日5日間、1週間単位で登録し、毎日夕食(お弁当)を宅配します。 <料金>(1食税込) 3つのコースから選択 ・価格はお問い合わせください。	余目地域 全域	生活協同組合 共立社 夕食宅配事業部 0800-800-6265
有限会社マルハ 産業 みずほ	昼食等の宅配サービスです。 <料金> 日替弁当2種類(1食税込) ・ご飯とおかず 450円、550円 ・おかずのみ 350円、450円	余目地域 全域 立川地域 狩川地区(要問合せ)	有限会社マルハ 産業 みずほ 43-2407
ハローランチ	昼食の宅配サービスです。 <料金>(1食税込) 弁当2種類 ・ご飯とおかず 420円、450円 ・おかずのみ 310円、340円	余目地域 全域 立川地域 要問合せ	株式会社 ハロージャパン 庄内店 0235-24-4223
		余目地域 役場周辺(要問合せ)	酒田店 26-1236
主婦の店狩川店	お弁当を宅配します。 <料金>(1食税込) ・ご飯とおかず、おかずのみ どちらも 600円	余目地域 第4学区の大真木、古関周辺 立川地域 狩川地区、清川地区(成澤医院周辺まで)	主婦の店狩川店 56-2014
ミールタイム	管理栄養士監修の健康状態に合わせたお弁当(冷凍)をカタログ、インターネットから注文できます。 <料金>1食600～750円程度	全国 ※会員登録が必要です。	0120-054-014 携帯電話：0570-054-014

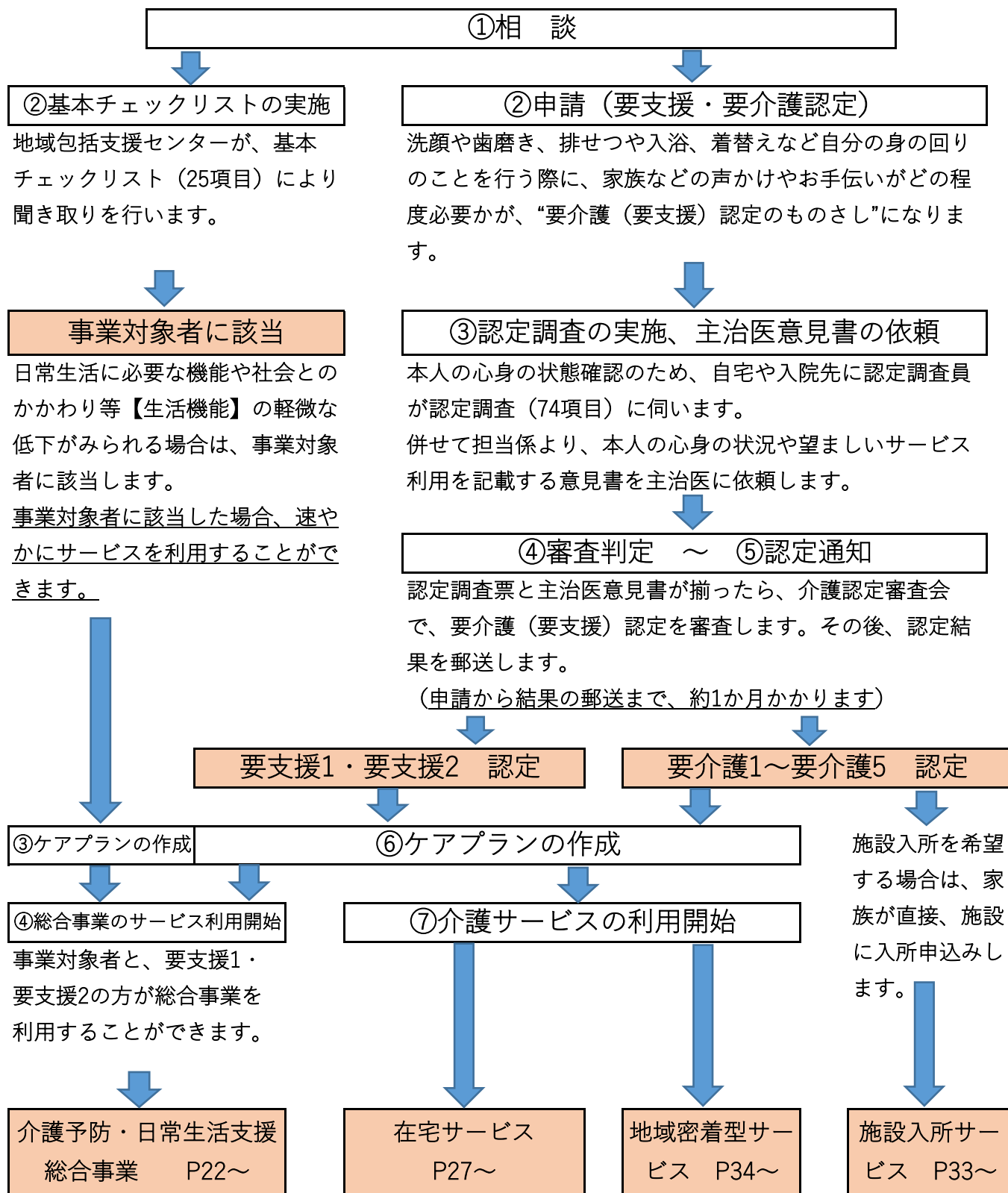
	<送料>注文金額によって変わります。		FAX、インターネットでも受付
冷凍弁当・おかずの宅配サービス	冷凍弁当・おかずの宅配サービスです。<料金>(税込) ・冷凍弁当 3食セット 1,190円 2食セット 1,390円 2食セット(制限食) 1,250円 ・レンジや湯銭での簡単調理 1人用 1食 830円～	立川地域 三ヶ沢、添津	株式会社 ヨシケイ山形 鶴岡営業所 0235-25-3161
		余目地域 全域 立川地域 狩川地区、清川 地区(駅周辺まで)	酒田営業所 24-9546

#### (4) その他の福祉サービス

サービス名	事業内容	問合せ先	電話番号
福祉サービス 利用援助事業	日常生活を営むために必要な福祉サービスを適切に受けるための情報提供・助言、利用手続きの援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等を行います。	社会福祉協議会 総務福祉課 福祉係	56-3373
生活福祉資金貸付制度	低所得、障がい者、高齢者世帯等で、生活の安定や社会参加の促進を図るために必要な資金の貸付と生活支援を行います。(金融機関からの借入れや他制度優先)	社会福祉協議会 ①福祉総合相談センター 総務福祉課	①43-6236 ②43-3066 ③56-3373
福祉資金		②総務係 ③福祉係	
生活援護金	経済的に生活が困窮している世帯に対し、生活の安定を図ることを目的として8月に援護金を支給します。	社会福祉協議会 総務福祉課 福祉係	56-3373
便利屋おたすけ	草むしりや木の伐採、不用品の片付け作業等困った時や家事支援等の生活支援サービスです。対応について詳しくはお問い合わせください。 <料金>内容によって異なります。 <実施地域>庄内町全域	便利屋おたすけ	090-1491-7170
訪問美容サービス ヤドカリヘア カット	美容師による訪問ヘアカットサービスを提供します。 <料金>1回 2,000円(税込) <実施地域>余目地域 全域 立川地域 狩川地区まで	ヤドカリヘア カット	090-7661-4163

# 【介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスを利用するには】

本人又は家族から、相談の目的、日頃の生活状況や心身の状態について聞き取りを行い、総合事業や要介護（要支援）認定の申請手続きを行います。まずは地域包括支援センターや保健福祉課介護保険係、高齢者支援係に相談ください。



※総合事業の事業対象者や要介護認定・要支援認定が非該当になった場合は、一般介護予防事業が利用できます。



# 【介護保険証と負担割合証を確認しましょう】

## ■ 在宅介護サービスの区分支給限度基準額（月額：円）

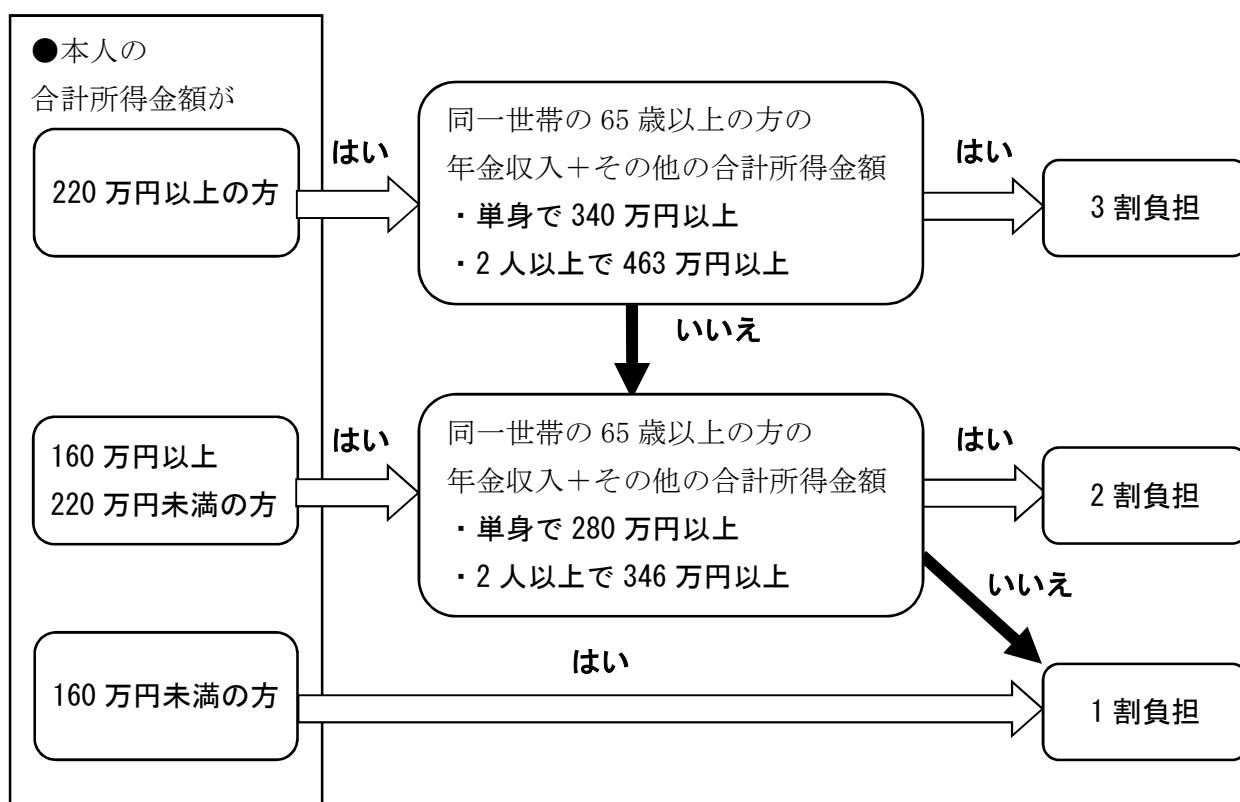
要支援 1	50,320	要介護 1	167,650
要支援 2	105,310	要介護 2	197,050
事業対象者	50,320	要介護 3	270,480
		要介護 4	309,380
		要介護 5	362,170

## ■ 介護保険負担割合証

介護保険制度の持続可能性を確保するため、所得に応じて利用者負担が1～3割に区分されます。

要支援・要介護の認定を受けている方、または事業対象者となった方については、全員に各自の負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。介護サービスを利用される際に、介護保険被保険者証と一緒にケアマネジャーやサービス提供事業所に提示してください。 ※64歳以下の方の利用者負担割合は1割です。

### ◆所得に応じた利用者負担◆



※ 合計所得金額・・・年金や給与収入、事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した額

※ その他の合計所得金額・・・合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額

担当：保健福祉課介護保険係

# 【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態にならないようにするために、庄内町では「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施しています。

## 1. 総合事業を利用できる方（介護予防・生活支援サービス）

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリスト（25項目の簡単な質問）で健康状態などを確認した結果、「事業対象者」に該当した方
- ※ 訪問型サービスB及び通所型サービスBについては、要介護1～5の認定を受けた方も利用できる場合があります

## 2. 総合事業で利用できるサービス

### 訪問型サービス【従前相当・A型】

#### ■従前相当（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、身体介護（食事や洗濯、買い物、調理など）を行い、利用者ができることが増えるように支援します。

#### ■A型（生活援助のみのホームヘルプサービス）

生活援助（掃除や洗濯、買い物、調理など）が必要な方の自宅をホームヘルパー等が訪問し、サービスを提供します。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
丸岡医院訪問介護事業所	22-2730	酒田市亀ヶ崎7丁目4-22	○	
介護老人保健施設 徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇7	○	○
ヘルパーセンター アライブ	0235-33-8826	鶴岡市昭和町7-16	○	○
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚1-2	○	○
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市上藤島字備中下3-1	○	

### 訪問型サービスB（住民ボランティアによる生活援助）

地域の住民が主体となり、利用者の居宅に訪問して生活援助（掃除や洗濯、買い物、調理など）を行います。

実施団体名	電話番号	備考
はっぴいサポート	090-4317-9288	※詳細はP25に掲載しています。

## 訪問型サービスC（原則3か月の短期集中予防サービス）

作業療法士などのリハビリ専門職が利用者の自宅を訪問し、短期間、集中的に心身の機能の改善を図り、日常生活で自立することを目的とするサービスです。

【利用料金】 週1回 459円

事業所名	電話番号	住所
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 42-4
(社)リハビリテーションスタッフサービス	090-1608-6344	庄内町余目新田字東町 48-6

## 通所型サービス【従前相当・A型】

### ■従前相当（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事や入浴などのサービスのほか、生活機能の維持・向上のための体操や筋力トレーニングなどを提供します。入浴や食事の支援が必要な方が利用します。

### ■A型（入浴を含まないデイサービス）

デイサービスセンターで、交流や簡単な体操、レクリエーションなど（1回2時間以上）を提供します。入浴のお手伝いなど、身体介護を必要としない方が利用します。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
酒田市デイサービスセンター松山	62-2843	酒田市字西田 6		○
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら3丁目 1-5	○	
山水園指定通所介護事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	○	○
デイサービスぼぼろ	0235-64-8978	鶴岡市大東町 3-17	○	○
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田 32-2	○	○
介護予防センターさくら広野	92-4531	酒田市広野字末広 102-1	○	○
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居 2-1-7	○	○
デイサービスやまゆり	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	○	
ソラーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	○	○
デイサービスセンターすずかぜ	28-8067	酒田市東両羽町 6-2	○	○
デイサービス えがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23-1	○	
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町 6-1-9	○	○
丸岡医院通所介護事業所いぶき	25-5702	酒田市亀ヶ崎 6丁目 9-15	○	○

## 通所型サービスB（住民ボランティアによるミニデイサービス）

地域の住民が主体となり、介護予防や生きがいづくりの活動を行っています。仲間づくりや社会参加のひとつとして、外出の機会が減ってしまった方におすすめです。

※ 詳細はP26に掲載しています。

## 通所型サービスC（3～6 か月の短期集中予防サービス）

個別プログラムにより保健・医療の専門職が3～6か月の短期間、集中的に運動機能の改善を図ることを目的としてサービスを提供します。運動を行い、自分で出来ることを増やすことを目指したい方におすすめです。

【利用料金】 1回 357円

事業所名	電話番号	住所
庄内余目病院	43-3434	庄内町松陽一丁目1-1

## その他生活支援サービス

### ■配食・見守りサービス

弁当や総菜などの宅配を行いながら、健康状態や日常生活の見守りを行い、必要に応じて、家族や関係機関へ連絡します。外出や調理が困難な方が、利用できます。

事業所名	電話番号	住所	料金
余目町農業協同組合（便利便）	45-1500	庄内町余目字三人谷地172	110円
道の駅しょうない 風車市場	56-3039	庄内町狩川字外北割97-1	110円 ※清川・立谷沢地区は200円
主婦の店 狩川店	56-2014	庄内町狩川字大釜7-1	110円
肉のさとう	56-2022	庄内町狩川字小野里69	110円

※ 原則週1回利用。最大で週2回利用も可能です。

※ 利用料以外に、配達物品の購入費がかかります。

※ 配達区域については、事業所にお問い合わせください。





## 訪問型サービスB「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！

### ◆はっぴいサポート◆

高齢者の方々が安心して暮らすことが出来るよう、日常生活の困りごとの手助けをする活動（家事援助、話し相手、外出支援など）を行う、有償ボランティア団体です。



### 利用条件

65歳以上の方のみの世帯で、次の条件にあてはまる方が対象となります。

（認知症・身体障害などで症状が重い方は対象外とさせていただきます。）

※「申請書」、「同意書」、「状況確認書」の提出をお願いいたします。

・ 家族や知人から支援を受けることが困難で、日常生活の手助けが必要な方

#### ●外出支援の場合

- ・ 公共交通を利用して1人で外出するのが困難な方
- ・ 通院、買い物中も付添いが必要な方

### 年会費・利用料

年会費：1,000円（初年度のみ初回登録料と合わせて2,000円）

利用料：1時間700円（1時間を超えてからは、30分単位で計算）

### 活動日時・活動範囲

《日時》月～金：午前9時～午後4時、土日祝：休み

《範囲》庄内町余目第1～第3学区（外出支援範囲は要相談）

### 依頼可能内容

- ・ 食事の支度
- ・ 話し相手
- ・ 掃除（屋内・屋外）
- ・ 買い物代行
- ・ 片付け（屋内・屋外）
- ・ 洗濯
- ・ 外出支援（通院、買い物の外出時付添い） ※送迎付きの場合は要相談
- ・ その他 ※記載以外の支援については要相談

※依頼の変更については受付日時以外にも電話連絡にて対応いたします。

### 集金方法

1か月の利用を月末にまとめ、翌月10日まで集金に伺います。



### 利用の注意

- ・ 初めての依頼の際には、利用開始前に状況等の聞き取りのため面談をさせていただきます。
- ・ 家族や知人からの支援、公共交通の利用が可能な場合はそちらを優先していただくため、状況によってはお断りさせていただく場合があります。
- ・ 登録後、利用開始するまでは、登録解除、年会費の返却が可能です。
- ・ 予約は1週間前までにお電話ください。
- ・ お互いに思いやりを持ったご利用をお願いいたします。

はっぴいサポート事務局  
受付・問合せ

090-4317-9288

### 御殿町いきいき百歳体操おもと会



日時:毎週金曜日 10:00~12:00

場所:御殿町公民館(余目字町 214)

利用料:100円(1回) ※食事は別料金

[活動内容]

いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操などを実施。体操の講師による指導もあり、体操後には茶話会も行っています!

### 通いの場「ひょうたん島」



日時:毎週木曜日 10:00~12:00

場所:余目字上猿田 32

利用料:200円(1回) ※食事は500円

[活動内容]

ゲーム、漫談、映画など週変わりで様々なメニューを実施。手作りおやつでの茶話会、年数回の食事会など楽しんでいきます!

### ぐるっと健康広場

日時:毎週木曜日 10:00~12:00

場所:余目第二まちづくりセンター(払田字サビ 40)

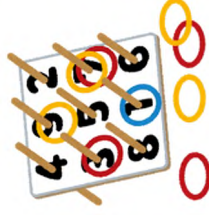
利用料:無料 ※食事は200円

[活動内容]

いきいき百歳体操を中心に軽スポーツや様々な体操を実施。うたごえ喫茶などの特別企画も行います!



### 健(すこやか)サロン



日時:毎週水曜日 9:30~11:30

場所:三ヶ沢公民館(三ヶ沢字宮田 54)

利用料:200円(2か月に1回集金)

[活動内容]

スクエアマットを使ったステップ、軽体操、脳トレや合唱などを行っています。茶話会とおしゃべりも楽しんでいきます!

### ～ 通いの場ってなに? ～

介護予防、生きがいづくり、健康づくりのために地域のみなさんが集う場のこと。身近にあって気軽に行ける、楽しめる集まりのことです。

### ～ 広域的な「通いの場」とは ～

参加者を地区や集落、学区などに限定しないので、誰でも通いの場に行くことができます。

見学も大歓迎です。  
スタッフも募集中☆

【お問い合わせ先】  
保健福祉課 高齢者支援係  
Tel 43-0490



# 【介護サービス】

## 在宅サービス

### 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

「事業対象者」「要支援」認定の方が、自立した生活を送るために「ケアプラン（介護予防サービス計画）」の作成や、サービス利用の手続きを支援します。ケアプランは、包括支援センター職員に相談して、一緒に作成します。 ※計画作成に自己負担はありません。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
庄内町地域包括支援センター	45-1030	庄内町余目字町 132-1	(月～金)
立川サブセンター	51-2505	庄内町狩川字大釜 23-1	8:30～17:15

### 居宅介護支援

「要介護」認定の方が、自立した生活を送るために「ケアプラン（介護サービス計画）」の作成や、サービス利用の手続きを支援します。ケアプランは、介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談して、一緒に作成します。 ※計画作成に自己負担はありません。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
医療法人徳洲会介護老人保健施設 余目徳洲苑介護センター	45-1678	庄内町松陽一丁目 1-6	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
介護センターほほえみ	42-1623	庄内町余目字大塚 1-2	(月～土) 8:30～17:15
ケアプランセンターソーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	(月～金) 8:30～17:30
山水園指定居宅介護支援事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	(月～金) 8:30～18:30 (土祝) 8:30～17:30
医療法人徳洲会介護老人保健施設 あかね介護センター	51-2415	庄内町添津字家の下 97	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
さくらホーム居宅介護支援事業所	25-6636	酒田市若浜町 6-25	(月～土) 8:30～17:30
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1	(月～金) 8:45～17:00
医療法人徳洲会介護老人保健施設 徳田山介護センター	43-1919	酒田市相沢字道脇 7	(月～金) 8:30～17:00 (土) 8:30～12:30
医療法人丸岡医院 指定居宅介護支援事業所	23-8133	酒田市亀ヶ崎 6 丁目 9-15	(月～金) 8:30～17:30 (土) 8:30～12:30
愛陽会指定居宅介護支援事業所 (三川病院内)	0235-68-0150	三川町横山字堤 39 番	(月～金) 9:30～17:00 (土) 9:00～12:00
ケアリッツ介護支援サービス (エルダーPLACE 内)	090-8478-1294	鶴岡市羽黒町川代 字八森 238	(月～金) 9:00～17:00
居宅介護支援センターにこ	0235-77-1025	三川町青山字外川原 234-1	8:30～17:30



## 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅に訪問し、食事・排泄等の身体の介護や調理・洗濯等の生活の支援を行います。

事業所名	電話番号	所在地	営業時間
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚 1-2	6:00~22:00
訪問介護事業所つばさ	43-1525	庄内町余目字猿田 7-2	8:30~17:00
徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇 7	24時間(電話含)
ニチイケアセンターあまるめ	25-0215	庄内町余目字上梵天塚 90-2	6:00~22:00
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら 2-5-2	6:00~22:00
ニチイケアセンター酒田みずほ	21-8920	酒田市亀ヶ崎 3-5-55	6:00~22:00
アースサポート酒田	26-9900	酒田市若宮町 5-2	7:00~21:00
ニチイケアセンター鶴岡	0235-29-6889	鶴岡市若葉町 23-38	6:00~22:00
ニチイケアセンター鶴岡みさき	0235-29-0305	鶴岡市美咲町 7-16	6:00~22:00
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1	6:00~21:00

## （介護予防）訪問入浴介護

自宅を訪問し、移動式の浴槽を提供して入浴の介護を行います。

事業所名	電話番号	所在地
福祉のひろば	33-2581	酒田市穂積字上市神 139-5
アースサポート酒田	26-9900	酒田市若宮町 5-2
ひかり 日花里訪問入浴介護事業所	080-9638-2575	酒田市みずほ 2 丁目 17-3 B号

## （介護予防）訪問看護

医師の指示に基づいて、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

事業所名	電話番号	所在地
菅原 医 院	43-3010	庄内町余目字町 265
訪問看護ステーション ひまわり	43-2964	庄内町松陽 1 丁目 1-6
池田内科 医 院	92-2110	酒田市広野字末広 105-4
訪問看護ステーション スワン	21-7345	酒田市千石町 2-3-20
訪問看護ステーション らいふ	43-1888	酒田市こがね町 2-23-3
訪問看護ステーション とるて	0235-64-8785	鶴岡市みどり町 21-29
訪問看護リハビリステーションアジュダンテ	0235-23-8718	鶴岡市余慶町 6 番 22
いのちの華 訪問看護ステーション	0235-25-3203	鶴岡市城北町 1-26
訪問看護ステーション庄内	0235-33-8950	鶴岡市ほなみ町 2-8
医療法人あい友会 あい庄内クリニック	0235-35-1135	三川町青山字外川原 234-1
訪問看護ステーションここ	0235-77-1025	三川町青山字外川原 234-1

※ 上記のほかにも、町内医療機関で実施しているところもあります。

## (介護予防) 訪問リハビリ

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、必要なリハビリを行います。

事業所名	電話番号	所在地
庄内余目病院	43-3434	庄内町松陽一丁目1-1
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番4号

## (介護予防) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

## 通所介護(デイサービス)

生活行為向上のための運動や、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行います。

事業所名	電話番号	所在地
山水園指定通所介護事業所	25-0087	庄内町狩川字笠山433-3
ソーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野100-2
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田32-2
介護予防センターさくら広野	92-4531(直通)	酒田市広野字末広102-1
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居2-1-7
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町6-1-9
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら2-5-2
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら3-1-5
ゆたかの家	43-1661	酒田市ゆたか2-5-1
デイサービスえがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前23番1

## (介護予防) 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所等において、生活行為向上のためのリハビリテーションを主に、食事、入浴等の日常生活上の支援を日帰りで行います。

事業所名	電話番号	所在地
介護老人保健施設余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目1-6
庄内余目病院	43-3434	庄内町松陽一丁目1-1
介護老人保健施設あかね	51-1100	庄内町添津字家の下97
介護老人保健施設徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇7
丸岡医院	23-8166	酒田市松原南15-1
日本海総合病院酒田医療センター	23-1111	酒田市千石町二丁目3-20
介護老人保健施設ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田1

## (介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業所名	電話番号	所在地
山水園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3
ソラーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2
ラ・ルーナ	43-6730	庄内町余目字矢口 92-1
さくらの里	61-4355	酒田市西田 16-1
さくらホーム	62-2941	酒田市中牧田字丸福 171
さくらホーム広野	91-1233	酒田市広野字末広 102-1
なの花荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤 189-2
ふじの花荘	0235-64-5880	鶴岡市藤の花一丁目 18-1
かみじ荘	0235-62-2233	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢 198-3
協立ショートステイセンターふたば	0235-29-1056	鶴岡市日枝字海老島 64

## (介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとに、日常生活の介護や機能訓練を行います。

事業所名	電話番号	所在地
介護老人保健施設余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目 1-6
介護老人保健施設あかね	51-1100	庄内町添津字家の下 97
介護老人保健施設徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇 7
介護老人保健施設ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田 1

## (介護予防) 福祉用具貸与

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける用具を貸与 (レンタル) します。

### ■貸与品目

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| ①車いす                        | ⑩スロープ               |
| ②車いす付属品<br>(クッション、電動補助装置など) | ⑪手すり (取付工事不要のもの)    |
| ③特殊寝台                       | ⑫歩行器 (自動制御機能付歩行器も可) |
| ④特殊寝台付属品 (マットレスなど)          | ⑬歩行補助つえ             |
| ⑤床ずれ防止用具 (エアマットなど)          |                     |
| ⑥体位変換器                      |                     |
| ⑦認知症老人徘徊感知機器<br>(離床センサー含む)  |                     |
| ⑧移動用リフト                     |                     |
| ⑨自動排泄処理装置                   |                     |

要支援1・2と要介護1の方は、①～⑨(⑨は、要介護2・3の方も)の品目は原則として利用が認められません。  
※ただし、状態に応じては利用可能な場合もあります。

## 福祉用具購入費の支給

在宅での生活に必要で、入浴やトイレで使う用具については、購入費を支給します。

※ 指定を受けている事業者から購入してください。

### ■支給品目

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| ①腰掛便座      ポータブルトイレ等  | ②移動用リフトのつり具      |
| ③入浴補助用具      シャワーチェア等 | ④排泄予測支援機器        |
| ⑤簡易浴槽                 | ⑥自動排泄処理装置の交換可能部品 |

### ■支給限度額

利用できる上限額は1人1年間10万円（毎年4月1日から1年間）

### ■支払い方法

**受領委任払い** 購入費用の1～3割（自己負担分）を事業者支払い、町が7～9割分を事業者支払います。

**償還払い** いったん全額自費で事業者支払いし、町へ申請後、7～9割分が戻ります。

事業所名	電話番号	所在地
ケアショップれいだん	43-4141	庄内町余目字月屋敷 101-2
有限会社福祉用品やまがた	26-1725	酒田市亀ヶ崎四丁目 2-40
株式会社タマツ鶴岡店	0235-24-3333	鶴岡市美咲町 32-7
株式会社蔵王サプライズ庄内営業所	43-0622	酒田市下安町 15-6
ダスキンヘルスレント庄内ステーション	0235-68-1202	三川町大字押切新田字前川原 262
両羽商事株式会社	28-9123	酒田市卸町 1-8
株式会社トーク	0235-22-1009	鶴岡市遠賀原字稲荷 41-2
マシマ介護事業部	31-1664	酒田市京田一丁目 2-12
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23 番 1
さふらん酒田南店	21-3200	酒田市中町 3-2-18
ニチイケアセンターこあら	21-8581	酒田市こあら 2-5-2
株式会社タマツ酒田店	23-0721	酒田市東大町 3-1-9

## 住宅改修費の支給

在宅での生活の質の向上を図るために必要な、住宅の一部改修について支給します。

### ■支給品目

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### ■支給限度額

原則として1つの住宅につき 1人20万円まで

※ 引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度20万円までの支給が受けられます。

## ■支払い方法

**受領委任払い** 改修費用の1～3割（自己負担分）を事業者に支払い、町が7～9割分を事業者に支払います。

**償還払い** いったん全額自費で事業者に支払いし、町へ申請後、7～9割分が戻ります。

### ～住宅改修の手続きの流れ～

※工事を始める前に、必ずケアマネジャーか町に相談してください。

①事前申請 工事を始める前に申請します。工事後の申請は保険給付を受けられないので御注意ください。

【提出書類 … 申請書・改修が必要な理由書・工事見積書・工事に必要な材料のカタログ・工事前の写真・図面（平面図・立面図）・住宅所有者承諾書・委任状】

②工事開始 町からの承認通知を受け取ってから工事を開始します。

～工事完了～

③事後申請 工事が完了したら、支給のための申請をします。

【提出書類 … 申請書・工事内訳書・工事前と工事後の写真・領収書・委任状】

④支払い 指定した支払方法により町から費用が支給されます。

## 介護保険市町村特別給付事業

第1号被保険者の方から納付いただく介護保険料を財源としているため、申請時点で介護保険料の納付状況を確認させていただきます。

## 高齢者外出支援事業

町内に居住する要支援・要介護認定を受けている方で、寝たきり状態や重度の歩行障がい等により外出が困難な方に対し、介護タクシーで自宅から医療機関への通院を助成します。

■サービス内容：医療機関と居宅間の送迎

※月2枚（年間最大24枚）分の高齢者外出支援事業利用補助券交付

■利用料金：町民税非課税世帯：サービス事業所が定める料金の1/10

町民税課税世帯：サービス事業所が定める料金の2/10

（ストレッチャー、車椅子利用は別途料金が加算される場合があります。）

事業所	電話番号	ストレッチャー	車椅子
余目タクシー	43-2411	有	有
立川タクシー	56-2128	無	有
酒田第一タクシー	22-9444	有	有
庄交ハイヤー	0235-22-0055	無	有
大和交通	0235-22-7733	無	有

※ 高齢者運転免許証自主返納支援事業(14ページ)との併用はできません。

※ 記載以外にも要件等がありますので、介護保険係までお問い合わせください。

## おむつ支給事業

■**対象者**：町内に住所があり、居住している在宅の方で、要支援・要介護認定を受けており、寝たきりや認知症で尿意がなく、1人でトイレに行けない等、常時失禁と認められる方。

※ 施設入所者、3か月以上入院されている方、短期入所を月の半数以上利用されている方は対象外。記載以外にも要件がありますので、介護保険係にお問い合わせください。

■**区 分**：①町民税非課税世帯：月 8,000 円  
 ②町民税課税世帯：月 4,000 円 } ※支給決定の月より交付されます。

## 施設入所サービス

※ 施設入所サービスを受ける場合は、利用者や御家族が、直接施設に申し込みます。

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

在宅での生活が困難な方が、入所して日常生活の介護や機能訓練等を受けることができる施設です。新規入所は要介護3以上の方が対象となりますが、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情等により在宅生活が困難な状況にあれば、新規入所が認められる場合があります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
ソ ラ ー ナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	(福)みのり福祉会
山 水 園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	(福)立川厚生会
寿 康 園	52-3413	酒田市檜橋字大柳 3-1	(福)平田厚生会
さくらホーム	62-2941	酒田市中牧田字丸福 171	(福)さくら福祉会
さくらホーム広野	91-1233	酒田市広野末広 102-1	(福)さくら福祉会
芙 蓉 荘	31-2525	酒田市宮野浦三丁目 20-1	(福)光風会
ライフケア黒森	92-3355	酒田市黒森葭葉山 54-10	(福)正覚会
かたばみ荘	35-1451	酒田市北千日堂前松境 18-1	(福)かたばみ会
サン・シティ	26-7788	酒田市曙町二丁目 26-1	(福)友和会
幸 楽 荘	64-3711	酒田市小泉字前田 50	(福)幾久栄会
松 濤 荘	76-2103	遊佐町菅里菅野南山 7-1	(福)山形県社会福祉事業団
ゆ う す い	71-2133	遊佐町遊佐字木ノ下 2	(福)遊佐厚生会
な の 花 荘	0235-66-4831	三川町大字横山字堤 189-2	(福)けやき
ふ じ の 花 荘	0235-64-5880	鶴岡市藤の花一丁目 18-1	(福)ふじの里
お お や ま	0235-38-0250	鶴岡市大山 3-34-1	(福)鶴岡市社協
か み じ 荘	0235-62-2233	鶴岡市羽黒町手向薬師沢 198-3	(福)羽黒白寿会
か た くり 荘	0235-53-2300	鶴岡市熊出字東村 157-2	(福)朝日ぶなの木会
し お ん 荘	0235-76-3735	鶴岡市湯野浜 1-17-35	(福)思恩会
永 寿 荘	0235-25-6111	鶴岡市茅原町 28-10	(福)恵泉会



池 幸 園	0235-25-2881	鶴岡市美原町 4-40	(福)一幸会
温 寿 荘	0235-43-2351	鶴岡市楨代丁 53-1	(福)あつみ福祉会
桃 寿 荘	0235-57-3222	鶴岡市たらのき代字桃平 123	(福)櫛引福寿会

## 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方が、入所して看護、医学的管理下における介護及びリハビリ等を受けられる施設です。 ※要介護1以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
余目徳洲苑	43-2477	庄内町松陽一丁目 1-6	(医)徳洲会
あかね	51-1100	庄内町添津字家の下 97	(医)徳洲会
徳田山	61-4040	酒田市相沢字道脇 7	(医)徳洲会
うらら	28-3131	酒田市本楯字前田 127-2	(医)宏友会
明日葉	22-3885	酒田市曙町二丁目 18-6	(医社) 社団さつき会
シェ・モワ	22-1400	酒田市緑町 13-37	(福)光風会
ひだまり	25-6356	酒田市中町 3-5-23	(医)健友会
のぞみの園	0235-25-8255	鶴岡市茅原町 26-23	(医社)みつわ会
サテライト老健ちわら	0235-25-5000	鶴岡市茅原字草見鶴 21-1	(医社)みつわ会
サテライト老健のぞみ	0235-24-7724	鶴岡市日枝字小真木原 116-8	(医社)みつわ会
みずばしょう	0235-78-0951	鶴岡市羽黒町後田字谷田 191-4	(社)鶴岡地区医師会
かけはし	0235-25-1131	鶴岡市民田字代家田 100-1	(福)山形虹の会
せせらぎ	0235-28-2160	鶴岡市文園町 9-34	庄内医療生活協同組合
あすなろ	0235-24-7551	鶴岡市本町 2-2-35	(医)栄和会
ケアホームみやはら	0235-28-2061	鶴岡市三和町 1-53	(医)宮原病院
ほのか	0235-68-0020	三川町押切新田字深田 1	(医)徳洲会

**地域密着型サービス** ※原則、庄内町に住所のある方が利用できます。

## （介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練を行います。  
※要支援2以上の方が利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	定員
グループホームひまわりの丘	45-1050	庄内町松陽一丁目 1-6	18
グループホームやまゆり	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	18
グループホームほなみ家	43-0723	庄内町余目字四ツ興野 123	18

## 地域密着型通所介護（デイサービス）

定員が18人以下のデイサービスセンターで、運動、食事・入浴等のサービスを日帰りで提供します。 ※総合事業（通所型サービス）を実施しています

事業所名	電話番号	所在地	定員
デイサービスやまゆり	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	15

## （介護予防）認知症対応型通所介護

認知症の方を対象として食事・入浴などの他、簡単な機能訓練を日帰りで提供します。

事業所名	電話番号	所在地	定員
グループホームひまわりの丘	45-1050	庄内町松陽 1-1-6	3
グループホームやまゆりデイサービス	51-2580	庄内町狩川字小縄 3-3	6

## （介護予防）小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスが利用できます。

事業所名	電話番号	所在地
山水園小規模多機能型居宅介護事業所 （多機能さんすい）	56-3527	庄内町狩川字笠山 433-3
小規模多機能型居宅介護施設 ほなみ	43-3913	庄内町余目字四ツ興野 130
多機能さくら余目	45-1333	庄内町余目字矢口 77-1

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護者を対象とする定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

事業所名	電話番号	所在地
地域密着型特別養護老人ホーム ラ・ルーナ	43-6730	庄内町余目字矢口 92-1

## その他の施設

### ケアハウス

高齢者が住みやすい集合住宅で、食事の提供があり介護保険サービスも利用できます。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体
鶴が丘	0235-24-5633	鶴岡市茅原町 26-27	(福)めぐみ会
サンハイツ酒田	26-7400	酒田市曙町二丁目 26-9	(福)友和会
ケアハウスふるさと	28-3133	酒田市豊原字大坪 37	(福)本楯たちばな会



## 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等

食事や生活支援、介護サービスを受けることができます。

事業所名	電話番号	所在地	種別
住宅型有料老人ホームきずな	43-2963	庄内町余目字猿田7番地2	住宅型
有料老人ホームゆい	31-8883	酒田市臼ヶ沢字池田通122番地	住宅型
デイホーム眺海	62-3555	酒田市山寺字宅地159	住宅型
ソーシャルいずみ	21-2207	酒田市東泉町5-5-6	住宅型
ソーシャルわかば	43-6725	酒田市亀ヶ崎4-11-5	住宅型
有料老人ホームすまいる	23-6155	酒田市船場町一丁目9-10	住宅型
有料老人ホームあらた	25-8380	酒田市東町1-15-25	住宅型
コンフォート檜の木	43-1245	酒田市こあら2丁目4-6	住宅型
シニアガーデン泉	43-6785	酒田市泉町8-11	サービス付住宅
高齢者ホームシニアガーデンそよかぜ	28-8066	酒田市東両羽町6-2	サービス付住宅
高齢者ホーム第三亀ヶ崎の家	22-3993	酒田市亀ヶ崎5-9-12	サービス付住宅
高齢者ホームシニア松原の家	22-5860	酒田市亀ヶ崎5-9-5	サービス付住宅
高齢者向け住宅シニアガーデンかめがさき	25-5701	酒田市亀ヶ崎6丁目9-27	サービス付住宅
有料老人ホームいろ花	0235-78-7335	鶴岡市下山添字中道40-1	住宅型
シニア・ライフ・サポート・マンション瑞穂の郷	0235-29-1025	鶴岡市羽黒町細谷字北田128-1	サービス付住宅
あじさいの家	0235-28-2022	鶴岡市茅原字西茅原122-5	サービス付住宅
エタニティハウスひまわり	0235-25-5160	鶴岡市稲生一丁目3-45	住宅型
ゆったりホームなな草	0235-26-0558	鶴岡市外内島字石名田82-23	サービス付住宅
山王フジックス	0235-29-0030	鶴岡市山王町14-23	高齢者マンション
シニアハウスけやき	0235-33-8895	三川町大字横山字城下228	サービス付住宅

※ こちらは、主に庄内町の方が利用している事業所について掲載しておりますので、上記以外にもサービスが受けられる事業所があります。

## 高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度

### 高額介護サービス費

介護保険サービス（総合事業に係る相当分を含む）を利用した際の利用者負担額が、著しく高額であった場合に、利用者負担額（月額）が世帯合計で基準額を超えた分が払い戻されます。

※ 利用者負担額には、福祉用具購入費・住宅改修費の負担や、施設での食費・居住費（滞在費）・日常生活費など、その他の利用料は含まれません。

※ 新規に高額介護（予防）・相当分 サービス費の該当となった方には、サービスを利用された月の約3か月後に町から申請書等をお送りします。

## ■高額介護(予防)・相当分 サービス費の利用負担段階と利用者負担上限額

利用者負担段階	所得区分		上限額(月額)
第4段階	町民税課税世帯	【現役並み所得者Ⅲ】 課税所得 690 万円(年収約 1,160 万円)以上	140,100 円(世帯)
		【現役並み所得者Ⅱ】 課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上 690 万円未満	93,000 円(世帯)
		【現役並み所得者Ⅰ】 課税所得 145 万円(年収約 370 万円)以上 380 万円未満	44,000 円(世帯)
		【一般】上記及び下記以外の方 本人又は世帯内のどなたかが町民税課税されている方	
第3段階	町民税非課税世帯の方で下記第1段階・第2段階に該当しない方	24,600 円(世帯)	
第2段階	町民税非課税世帯の方で①公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方もしくは②老齢福祉年金を受給している方	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	
第1段階	生活保護を受給している方	15,000 円 (個人・世帯とも)	

担当：保健福祉課介護保険係

## 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用した世帯について、それぞれの保険の自己負担額合計が各所得区分に設定された自己負担限度額を超えた場合に、負担額の一部が支給されます。

所得区分(総所得金額から基礎控除額を差し引いた額)	自己負担限度額	
	70歳未満	70歳以上
【現役並み所得者Ⅲ】課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
【現役並み所得者Ⅱ】課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	141 万円
【現役並み所得者Ⅰ】課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	67 万円
【一般】町民税課税所得が 145 万円未満	60 万円	56 万円
町民税非課税世帯	34 万円	31 万円
町民税非課税世帯で次の要件を満たす方 (1) 単独世帯の場合(年金収入のみ) 年収約 80 万円以下 (2) 2人世帯の場合(年金収入のみ) 年収約 160 万円以下		19 万円※

※ 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は、自己負担額が 31 万円

## ■申請

対象者にお知らせが届きますので、申請窓口を確認し、手続きをしてください。

# 所得の少ない方の負担を軽減する制度

## 負担限度額認定

### ■居住費及び食費のめやす（基準費用額）

施設サービス（ショートステイを含む）を利用する場合、利用者負担（1～3割負担）のほかに、居住費及び食費を負担する必要があります。居住費及び食費の平均的な額がそれぞれ「基準費用額」として国によって決められていますが、実際に負担する金額は、利用者と施設との契約により定められます。

### ■特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給

所得に応じて負担限度額を設け、施設との契約により定められた利用者負担額から負担限度額を引いた額を「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として介護保険から支給しますので、認定を受けるためには申請が必要です。

### ■制度の対象者

軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが町民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が町民税非課税者であること
- (3) それぞれの利用者負担段階において、預貯金等の要件を満たすこと

利用者負担段階	所得に関する区分		預貯金等の要件	
第1段階	・生活保護を受けている方		<div style="border: none; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; border: none;"></div> </div> </div>	
	町民税非課税世帯	・高齢福祉年金を受給している方		単身 1,000万円 夫婦 2,000万円
第2段階		・本人の課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得の合計額が年額80万円以下の方		単身 650万円 夫婦 1,650万円
		第3段階①	・本人の課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得の合計額が年額80万円を超え、120万円以下の方	
第3段階②			・本人の課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得の合計額が年額120万円を超える方	
第4段階 軽減対象外	・本人が町民税課税者である方、もしくは世帯の中に町民税課税者がいる方		<div style="border: none; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; right: 0; width: 50%; height: 50%; border: none;"></div> </div> </div>	

※ 非課税年金（遺族年金と障害年金）も収入に含めて判定されます。

※ 64歳以下の方の預貯金等の要件は、単身1,000万円・夫婦2,000万円になります。

※ **利用者負担段階第1～第3段階の方が負担軽減の対象となります。**

《利用者の居住費と食費の負担限度額》（日額）

利用者負担段階	食費		居住費					
	施設入所者	短期入所利用者	ユニット型		従来型個別		多床室	
			個室	個室的多床室	特養等	老健、療養等	特養等	老健、療養等
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円						
第4段階 基準費用額	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円

**対象となるサービス（介護予防サービスを含みます。）**

- （「特養等」の金額が適用）
- ・介護老人福祉施設
  - ・短期入所生活介護
  - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- （「老健療養等」の金額が適用）
- ・介護老人保健施設
  - ・短期入所療養介護
  - ・介護療養型医療施設

■ **限度額認定の有効期間**

限度額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から毎年7月31日までとなります。引き続き限度額の認定を希望される場合は、更新申請をしていただく必要があります。

担当：保健福祉課介護保険係

**社会福祉法人等による利用者負担軽減事業**

社会福祉法人等が運営する施設で提供する介護サービスを利用する場合に、下記の所得等の要件に該当する方は、利用者負担額が軽減されます。認定を受けるためには申請が必要です。

- は介護サービスのみ、○のサービスは介護予防サービスも可、◎のサービスは総合事業サービスも可。

■ **軽減対象サービス**

◎ 訪問介護	● 地域密着型通所介護
◎ 通所介護	○ 認知症対応型通所介護
○ 短期入所生活介護	○ 小規模多機能型居宅介護
● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	● 複合型サービス
● 夜間対応型訪問介護	● 介護福祉施設サービス
● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※ 軽減の対象となるのは、介護費、食費及び居住費（滞在費）です。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費のみが対象となります。

※ 特別養護老人ホーム入所者等に係る食費・居住費（滞在費）の軽減は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている場合に限り。

## ■軽減の対象となる方

### 世帯全員が町民税非課税で次の1~5の全てに該当する方

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。※医療保険、税金面での扶養、仕送り等
5. 介護保険料を滞納していないこと。

## ■申請

年間の収入がわかる書類（所得証明書・年金支払通知書等）、預貯金等の通帳・証明書の写し等を添付してください。

## ■軽減の割合

- ① 25/100（自己負担75/100）
- ② 老齢福祉年金受給者は50/100（自己負担50/100）
- ③ 生活保護受給者 100/100（自己負担0/100）

**担当：**保健福祉課介護保険係

# あなたの介護保険料は？

庄内町介護保険料の算定方法(令和3年度～令和5年度)

## スタート

あなたは生活保護を受給していますか？

はい ↓ いいえ

あなたは町民税を課税されていますか？

はい ↓ いいえ

同じ世帯に町民税を課税されている人はいますか？

はい ↓ いいえ

あなたは老齢福祉年金(※1)を受給していますか？

はい ↓ いいえ

あなたの前年の  
合計所得金額(※2)と  
課税年金収入額の合計は？

80万円以下    80万円超～120万円    120万円超

あなたの前年の  
合計所得金額(※2)と  
課税年金収入額の合計は  
80万円以下である

はい ↓ いいえ

介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆さんの所得に応じた負担になるよう、段階別に分かれています。ご自身の保険料(年額)をフロー図で確認してみましょう。



あなたの前年の合計所得金額(※1)は？

320万円以上

210万円以上  
320万円未満

120万円以上  
210万円未満

120万円未満

保険料率と保険料	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
基準額 × 0.3	基準額 × 0.5	基準額 × 0.7	基準額 × 0.9	基準額	基準額 × 1.2	基準額 × 1.3	基準額 × 1.5	基準額 × 1.7	基準額 × 1.7
年額 22,680円	年額 37,800円	年額 52,920円	年額 68,040円	年額 75,600円	年額 90,720円	年額 98,280円	年額 113,400円	年額 128,520円	年額 128,520円

### 用語の説明

#### ※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

#### ※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

## よくあるお問い合わせ

Q 収入が少なくても保険料を納めなくてはなりませんか？

A 介護保険では、すべての65歳以上の方から保険料を納めていただくことになっています。収入が少ない方については、無理のない負担となるよう、課税状況に応じて保険料を算定しておりますので、ご理解をお願いいたします。



Q 納付方法は選べないの？

A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人でお選びいただくことはできません。(例：年金受給額が年額18万円以上の方は年金からの天引き等) 町からの通知に記載されている納付方法で納付をお願いいたします。

問い合わせ先

庄内町保健福祉課  
介護保険係




TEL: 0234-42-0150  
0234-42-0151  
(平日8:30~17:15)



## 介護保険料を滞納すると・・・

介護保険料は、介護サービス等(総合事業も含まれます)に必要な費用をまかなう重要な財源です。

特別な理由もなく介護保険料を納めないでいると、保険料を納付している人との公平を図るため、介護サービス等を利用するときに制限されたり、負担が重くなる場合があります。介護保険制度は、みなさんの保険料が支えています。

滞納の状況	給付制限の内容
1年滞納すると	<p>介護サービス等を利用するとき、通常はサービス費用の自己負担が1割から3割のところを、一旦利用者がサービス費用の全額(10割)を支払わなければなりません。その後、町に申請することで9割から7割分が後日払い戻されます。</p> <p><b>10倍も払うの?</b></p> 
1年6か月以上滞納すると	<p>申請で払い戻されるはずの9割から7割分のサービス負担額の全部または一部が差し止められます。なお滞納が続く場合は滞納保険料に充てられます。</p> <p><b>10割払ったのに返してもらえないの?</b></p> 
2年以上滞納すると	<p>介護サービス等を利用するとき、未納期間に応じて自己負担が3割(負担割合が3割の方は4割)になります。また、高額介護サービス費等の支給が受けられません。</p> <p><b>3割(4割)も払うの?</b></p> 

歩行、寝起き、トイレや入浴など、あたりまえの生活行動ができなくなったとき、介護保険料の滞納があると、介護サービス等を受けることが困難になります。それは本人の不利益だけではなく、家族にとって大きな負担になります。計画的な納入を検討いただき、ぜひ家族と一緒に御相談ください。

担当：保健福祉課 介護保険係

# 高齢者が安心して暮らせる社会を目指して みんなで防ごう 高齢者虐待

## 【身体的虐待】

- ベッドに縛り付けるなどの身体拘束をする
- 殴る、蹴る、打撲させる など

## 【経済的虐待】

- 日常生活に必要な金銭を使わせない
- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する など

## 【世話の放棄・放任】

- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にごみや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない など

## 【心理的虐待】

- 侮辱をこめて子供のように扱う
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに無視する など

## 【性的虐待】

- わいせつな行為をしたり、強要したりする など

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりうる身近な問題です。普段の生活の中で気が付いたことやできることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

## ●介護の負担を軽くしましょう

介護者が介護に疲れていたり、追い詰められたりして虐待に至るケースもあります。訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

## ●積極的に制度や相談機関を活用しましょう

【成年後見制度】 制度の内容については、P44をご覧ください。

【相談機関】 保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から高齢者をサポートするのが地域包括支援センターです。認知症や経済的な問題、暮らしに関する心配ごとなどの相談ができます。



担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター



## 成年後見制度の活用を検討してみませんか？

成年後見制度は、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

身近でこんな事例はありますか？

- ・お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。
- ・必要のない高価なものを、どんどん購入している。
- ・貸金業者からの借金を繰り返すようになった。
- ・将来、自分が認知症になったとき、誰が支えてくれるか不安。

### ●後見の種類

法定後見	任意後見
本人の判断能力が失われてから家庭裁判所が後見人を選任します。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。	本人の判断能力が失われる前から、本人自身が後見人となる方や代理行為の内容を契約で決めます。本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立を行い、成年後見監督人が選任されると契約の効力が生じます。

### ●成年後見制度を利用するための手続き（法定後見）

1 申立	家庭裁判所に書類等を提出します。 申立できる人は、本人、配偶者、四親等内の親族が行えます。そのほかに市町村長が申立をする場合もあります。
2 調査等	裁判所が事情を尋ねたり、本人の判断能力について鑑定することがあります。鑑定には、別途費用がかかります。
3 審判	後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。 成年後見人等に選任される人は、本人の親族、法律や福祉の専門家等、裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
4 報告	裁判所が、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などの報告を後見人等に求めます

※鑑定費用のほかにも、申立て手数料や登記手数料などの費用が発生します。

厚生労働省「成年後見利用促進ポータルサイト」には、制度の説明から手続きや費用に関する情報等が掲載されています。制度の利用を検討されている方は、下記のURLよりサイトをご覧ください。

成年後見利用促進ポータルサイトURL ( <https://guardianship.mhlw.go.jp> )

担当：保健福祉課高齢者支援係

# 庄内町地域包括支援センター

～いつまでも自分らしく

住み慣れた地域で暮らすために～



庄内町役場 B 棟 3 階

「福祉総合相談センター」内

TEL : 45-1030

住所 : 庄内町余目字町 132-1

庄内町立川老人福祉センター内

「立川サブセンター」

TEL : 51-2505

住所 : 庄内町狩川字大釜 22

＝令和 5 年 7 月 17 日までは＝

住所 : 庄内町狩川字大釜 23-1

※担当地区※

余目地域の第 1 ～ 3 学区

※担当地区※

余目地域の第 4 学区・立川地域



## ★ 配置されている職種 ★

■主任介護支援専門員 ■社会福祉士 ■保健師

【業務 : 総合相談・権利擁護・介護予防 等】

■生活支援コーディネーター【業務 : 地域のネットワークづくり 等】

※立川サブセンターの生活支援コーディネーターは、令和 5 年 7 月 18 日以降も立川老人福祉センター内にあります。(TEL : 56-3373)

受付時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日と年末年始を除く)

- 受付時間外の電話は職員に転送されます。
- 相談のため来訪される際は、不在の場合もありますので事前にご一報ください。

★地域包括支援センターでは、保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から  
高齢者の皆様をサポートします★

### 総合相談

- 高齢者やご家族などから、健康づくり、医療、介護など、生活全般に関する各種相談をお受けして適切なサービスが利用できるように支援します。
- 介護保険の内容説明や、認定申請に必要な書類作成のお手伝いをします。

### 権利を守る活動

- 認知症など困難な状況の高齢者の方が、地域で安心して生活を送れるように支援します。
- 虐待行為や消費者被害の相談をお受けし、早期発見・支援します。

### 地域のネットワークづくり

- 地域にある様々な関係機関と連携し、高齢者が暮らしやすいように、皆で見守り、支えあう地域を作ります。
- 充実した日々が過ごせるように、地域の通いの場など様々な活動を紹介します。

### 介護予防のサポート

- 要介護認定で要支援となった方の介護予防サービス計画の作成や調整を行います。
- 要介護となるおそれのある方の介護予防ケアプランを作成し、生活や心身の状況に合わせた生活支援の計画を作ります。

○庄内町役場 保健福祉課（A棟1階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

介護保険係 TEL 42-0150、42-0151

高齢者支援係 TEL 43-0490

福祉係 TEL 42-0146、42-0149

健康推進係 TEL 42-0147、42-0170

○福祉総合相談センター（B棟3階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

庄内町地域包括支援センター TEL 45-1030

庄内町障害者相談支援センター TEL 42-2232

生活困窮者等相談 TEL 43-6236

ひきこもり相談 TEL 080-8208-2280

○庄内町地域包括支援センター

立川サブセンター TEL 51-2505

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22（狩川まちづくりセンター内）

※ 令和5年7月18日まで ※

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 23-1（立川老人福祉センター内）

令和5年5月作成